

令和元年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和元年 11 月 8 日 (金)
15 : 00～

場 所 : 岩手県庁 12 階 特別会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (令和元年 7 月 29 日～令和元年 11 月 7 日) について

【資料 No. 1】

4 審議事項

(1) 遠野市小友町 26 地割地内の工場、事業場の設置 (風力発電施設) 及び道路の開設に係る林地開発許可について 【資料 No. 2】

(2) 九戸郡洋野町種市第 4 地割字続石地内の工場、事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について 【資料 No. 3】

5 閉 会

令和元年度 第2回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 郷右近 勤 佐藤 理香 猪内 次郎	
有識者	富士大学学長	岡田 秀二	森林審議会会長
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 石亀 竜太 溝上 賢太郎 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター	主 査	三上 義一	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和元年 7 月 29 日～令和元年 11 月 7 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 11 月 8 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和元年7月29日開催の森林審議会林地保全部会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和元年11月7日までの許可実績は、工場、事業場の設置1件、2.5670ヘクタールとなっています。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(令和元年7月29日から令和元年11月7日まで)

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
工場、事業場の設置	1	2.5670	
合計	1	2.5670	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（令和元年7月29日～令和元年11月7日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1	有限会社 コマクサファーム	工場、事業場の設置	八幡平市平笠第2地割1番70 ほか3筆	3.8303	3.7308	2.5670	R1.8.2	
	計	1件		3.8303	3.7308	2.5670		
	合計	1件		3.8303	3.7308	2.5670		

【森林審議会諮問対象外】
林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

【 審 議 事 項 】

遠野市小友町 26 地割地内の工場、事業場の設置(風力発電施設)
及び道路の開設に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 11 月 8 日

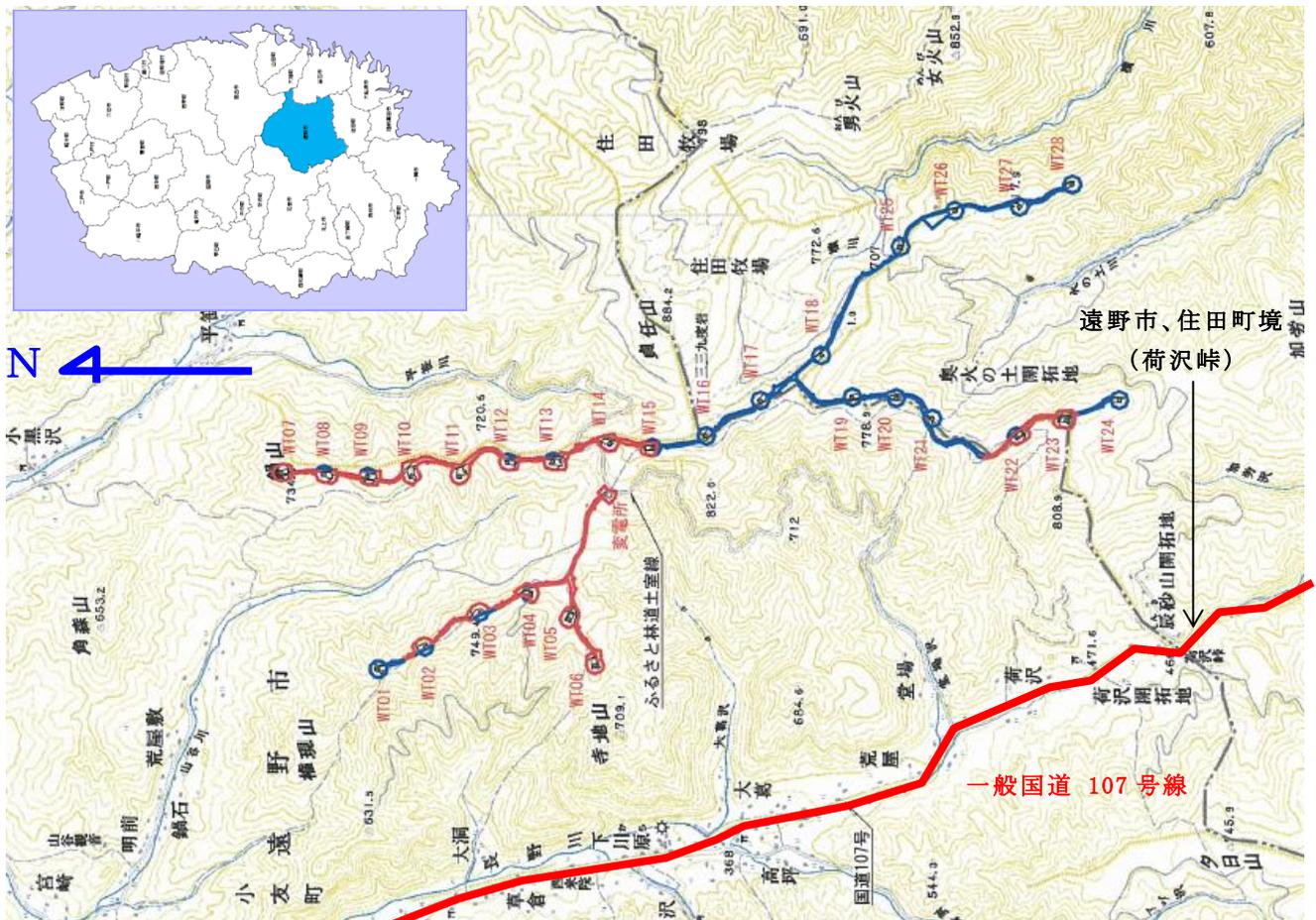
1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都港区赤坂1丁目11番44号赤坂インターシティ3階 合同会社グリーンパワー住田遠野
申請場所	遠野市小友町26地割151番1 ほか27筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設	
計画期間	令和2年4月1日から令和4年11月30日	
申請面積	15.4942ヘクタール（事業区域面積 31.0600ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	遠野市役所より南南西約9.1kmに位置
標高、傾斜	標高 679～856m、傾斜 2～15度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域は遠野市と住田町の市町村界に位置する。 ・事業区域中央部をふるさと林道土室線が通っている。西側には国道107号線が南北に通っている。 ・事業区域の北東側に平笹地区、北側に小黒沢地区、荒屋敷地区、西側に大洞地区、大葛地区、堂場地区の集落がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域下流には一級河川小友川、藤倉川、長野川、普通河川平笹川が存在する。 ・事業区域周辺は農地（牧場）と森林に囲まれている。
林況	申請地の林況はアカマツ43%（38～60年生）、カラマツ21%（33～62年生）、広葉樹36%（41～67年生）

位置図



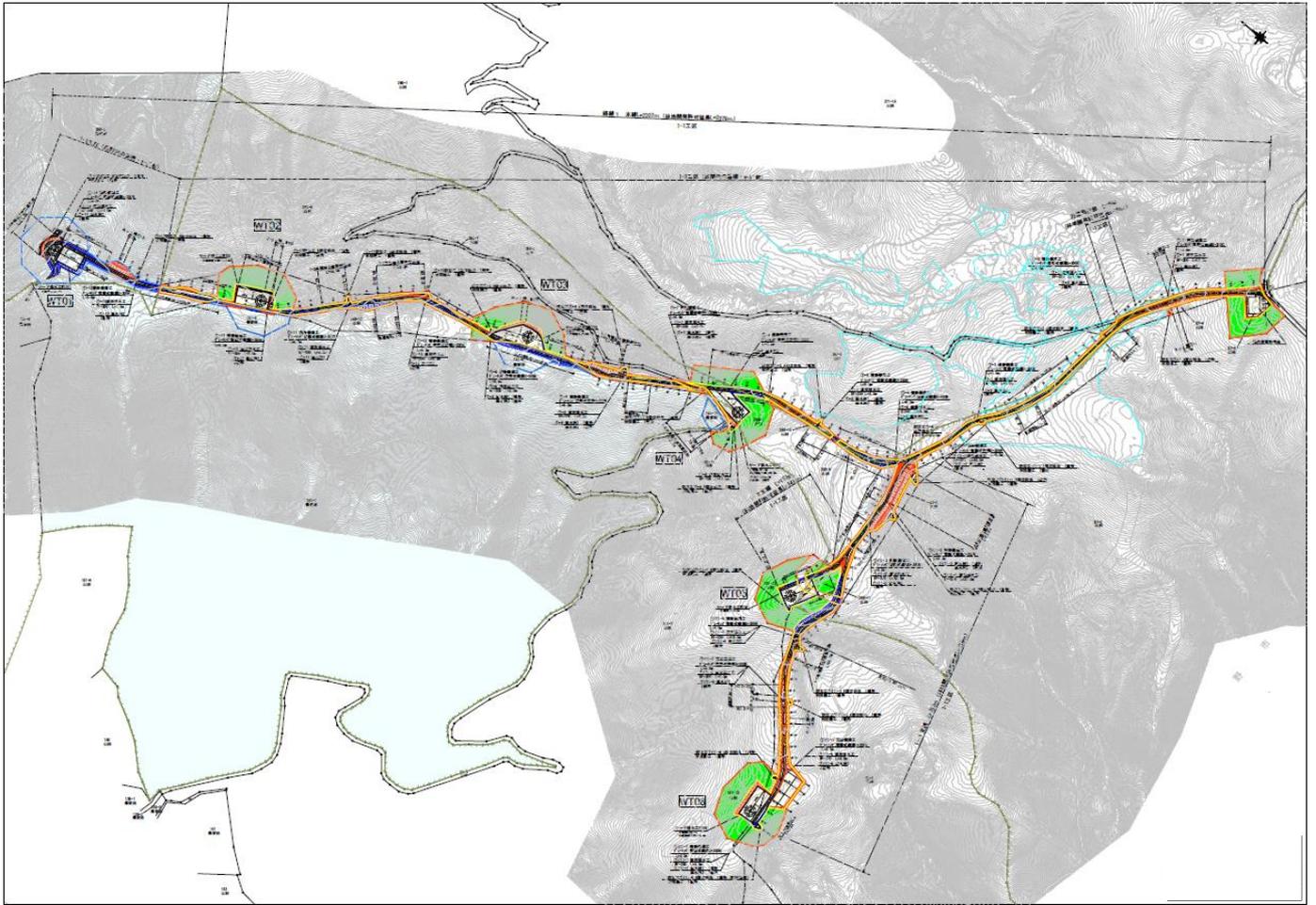
3 開発行為の概要

事業目的	風力発電施設の建設を目的として、工場、事業場の設置（風車施設用地）及び施設整備に必要な道路の開設を行うもの。				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
31.0600	15.4942	15.3891	30.8833	0.1767	
主な工種	土工	切土 134 千m ³ 、盛土 123 千m ³ 、残土 11 千m ³			
	排水施設工	横断側溝 239m、U型溝 72m、ベンチフリューム 876m、ポリエチレン管 15m			
	防災施設工	沈砂池 41 基			

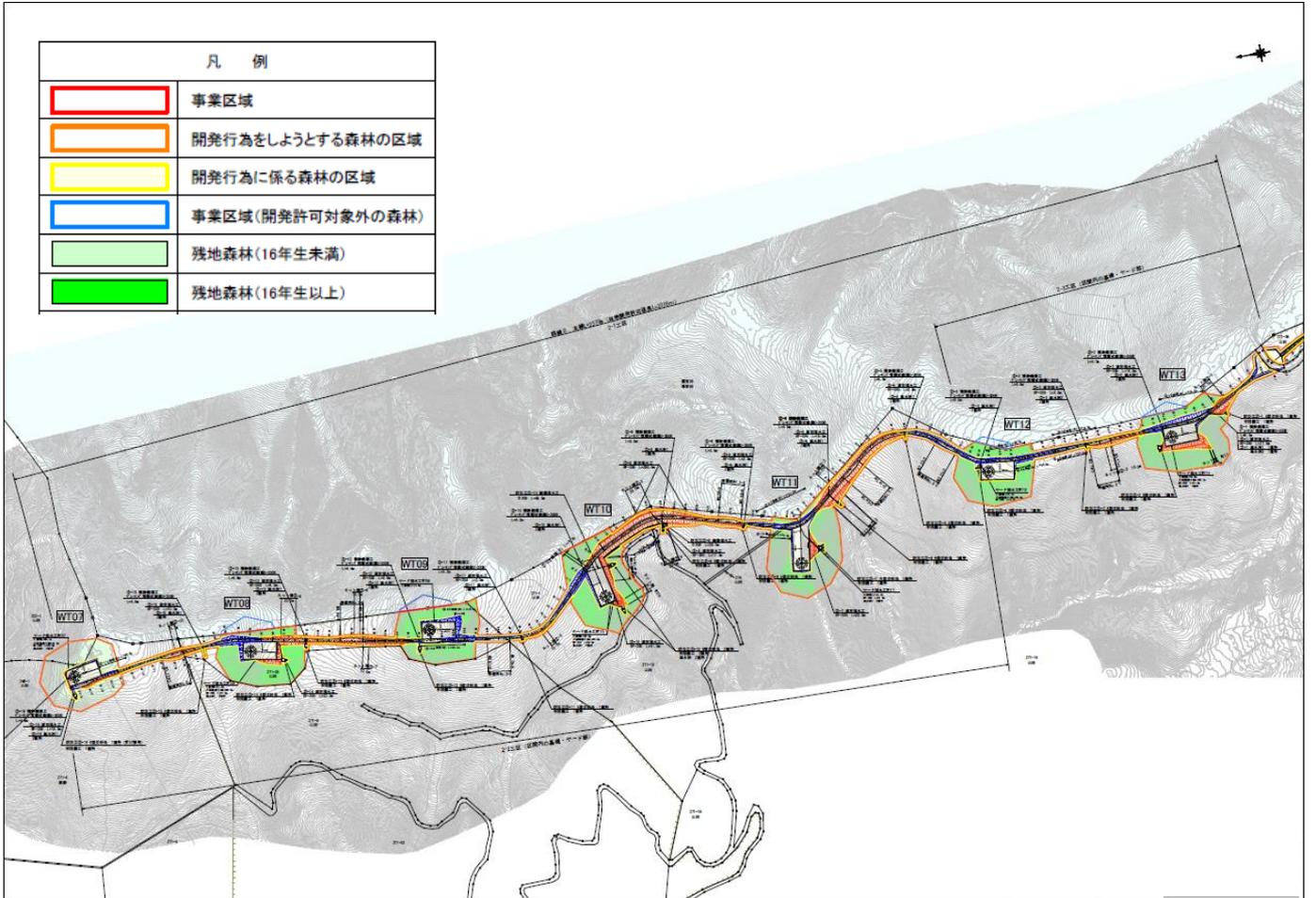
4 風力発電施設の概要

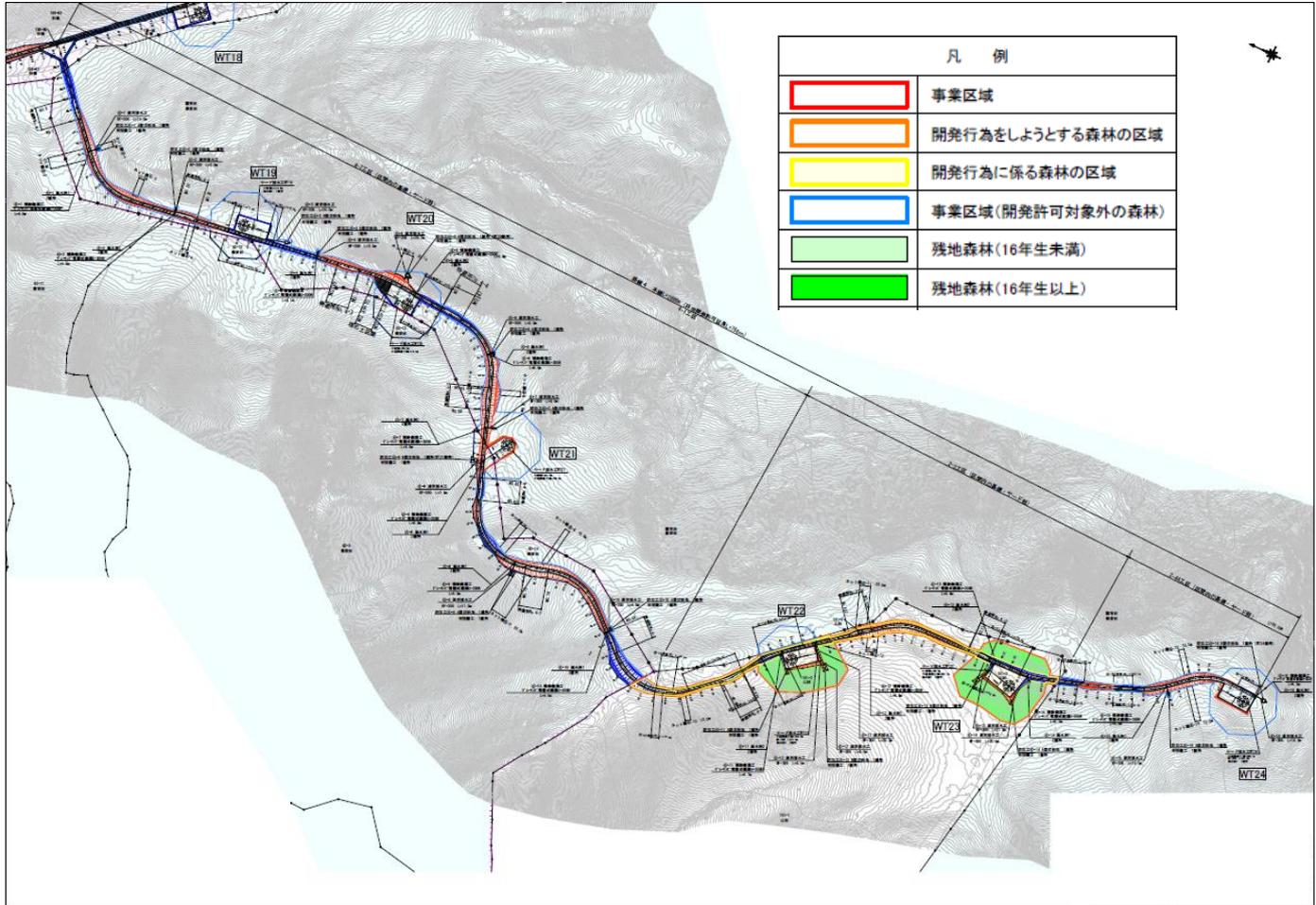
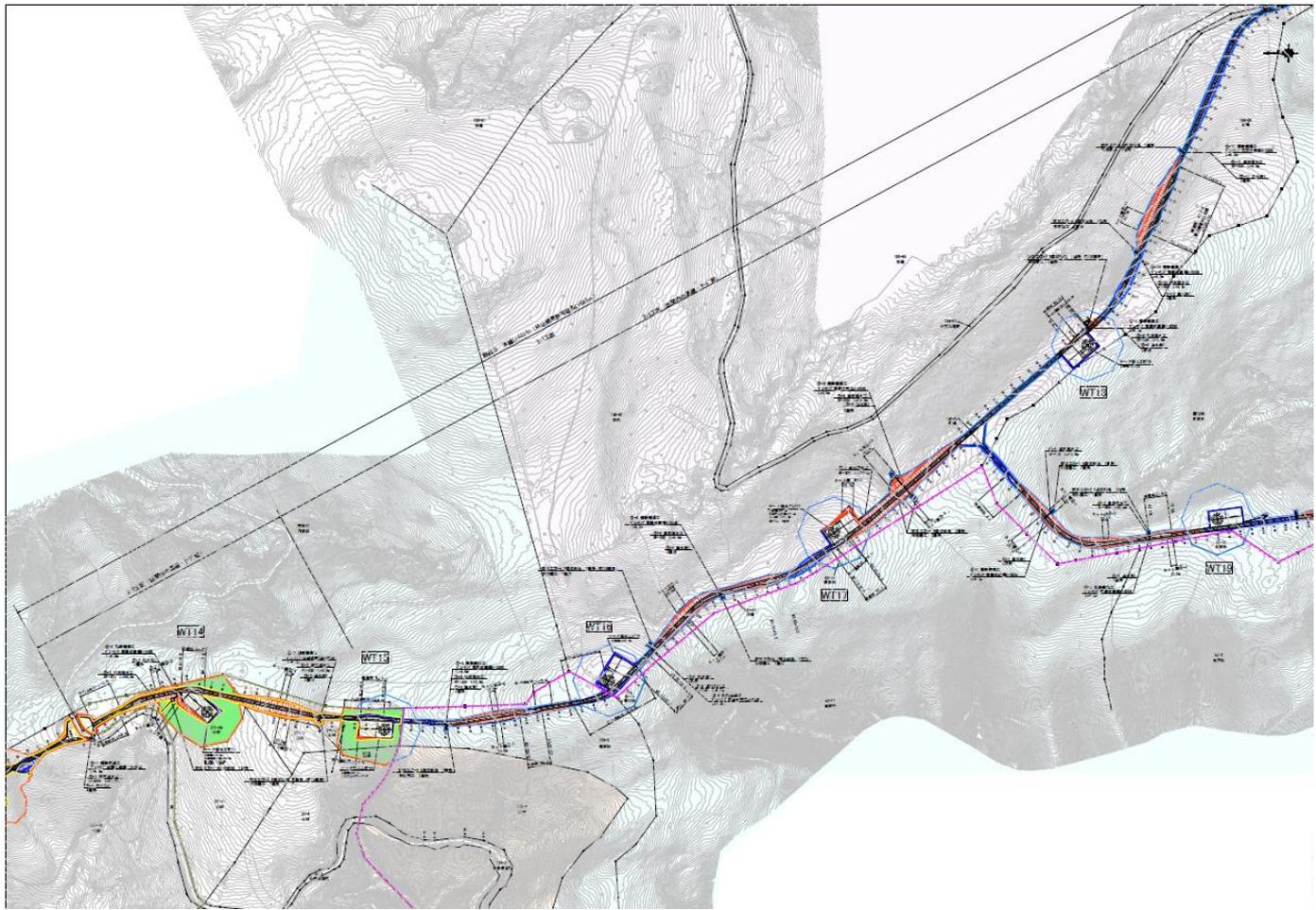
施設の出力	99.75MW（1MW=1000KW）						
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh 当たり税抜 20 円で電気事業者（東北電力（株））に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 5 年 4 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">風力発電設備の認定</td> <td style="padding: 2px;">経済産業省認可</td> <td style="padding: 2px;">平成 29 年 1 月 23 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東北電力株の接続同意日及び接続契約日</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">平成 29 年 5 月 30 日</td> </tr> </table> </div>	風力発電設備の認定	経済産業省認可	平成 29 年 1 月 23 日	東北電力株の接続同意日及び接続契約日		平成 29 年 5 月 30 日
風力発電設備の認定	経済産業省認可	平成 29 年 1 月 23 日					
東北電力株の接続同意日及び接続契約日		平成 29 年 5 月 30 日					

利用計画図



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	事業区域(開発許可対象外の森林)
	残地森林(16年生未満)
	残地森林(16年生以上)





5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ5m以下 1：0.8～1.0 高さ5～10m 1：1.0～1.2 （砂質土及び粘性土） (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：0.8（道路部分） 1：1.0（風車サイト部分） 高さ10m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：1.5 高さ5m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	植生機材吹付、植生シート及び種子散布による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	沈砂池41基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	河川管理者との協議の結果、設置不要と判断。	—
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	沈砂池41基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 49.8% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	土地所有者から林地開発に係る同意書を取得済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は35,245百万円を見込んでおり銀行からの融資を受けて開発を行うため、関心表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、845百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	遠野市と風力発電事業に関する協定書を締結済。（残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。）	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	河川管理者及び漁業権者の同意書を取 得済み。	○
--	--	---------------------------	---

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

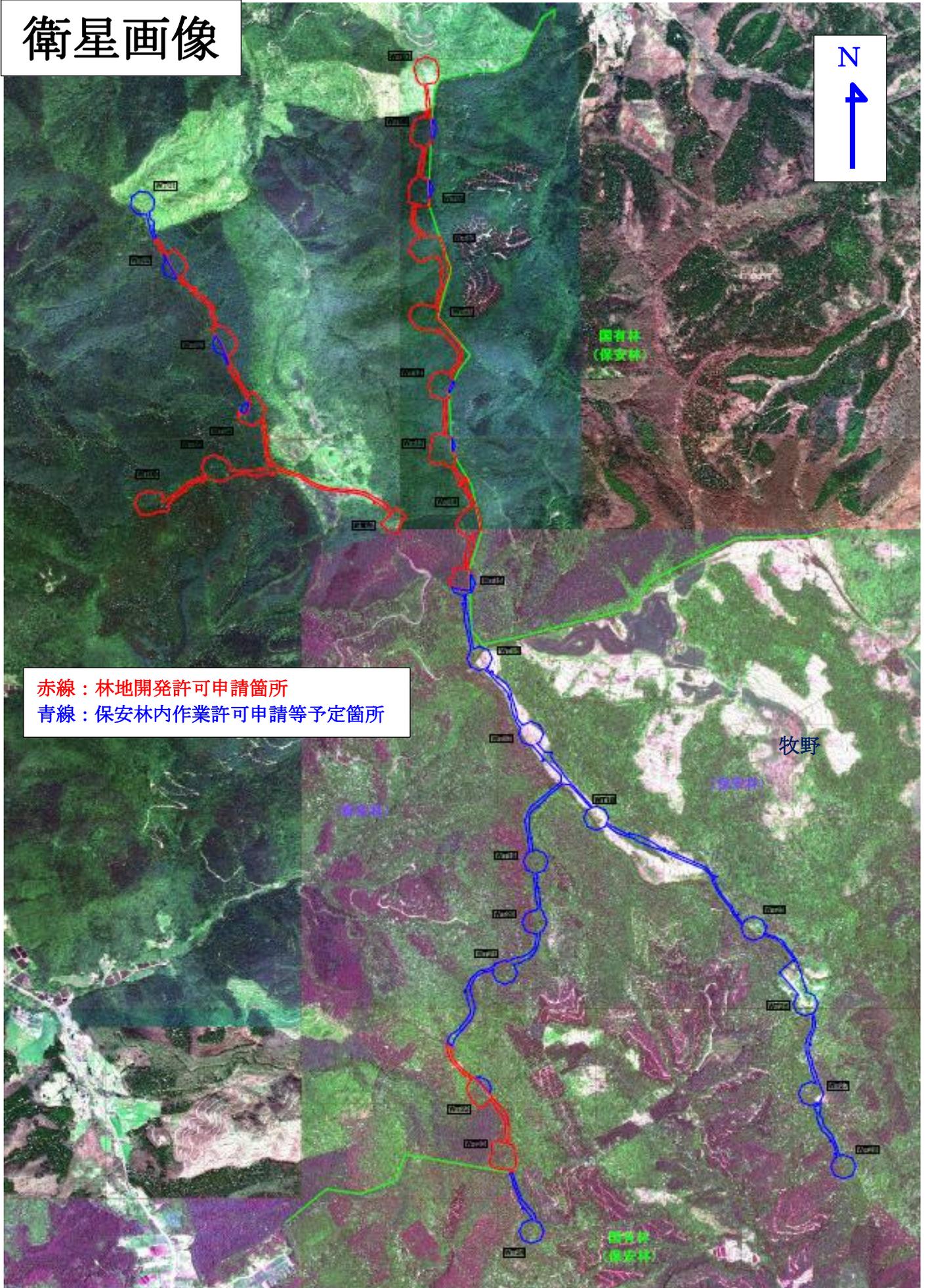
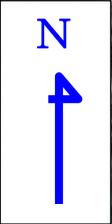
6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
遠野市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	令和元年5月31日 協定締結
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
	その他	なし
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。(届出窓口は、遠野市総務企画部です。) 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000 m ² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m ² 以上 ・その他の区域：10,000 m ² 以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	○岩手県自然環境保全条例 特別地域、普通地域には該当しないが、開発面積により大規模開発行為に該当する可能性があることから、事前に相談及び必要な手続きを実施すること。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 また、予定地内に希少野生動植物が生息している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息が確認された場合には、適切な保護・保全措置を講ずるよう努めること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しませんが、事業面積が広大であることから遠野市教育委員会と協議をしてください。また、利用計画図にしめされていない場所で、運搬のための新設道路工事や既設道路の拡幅工事等がある場合についても遠野市教育委員会と協議をしてください。

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意見
県南広域 振興局 農政部	農地法	事業計画地は、現況が非農地であるため、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要。
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	事業計画地は農用地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。
	参考事項	事業計画地で、既に農地転用許可を受けている案件（過去に地目が農地、牧場（採草放牧地扱い）だった場合で農地転用許可を受けた箇所）については、引き続き、農地法上の手続（進捗状況報告、完了報告、場合によっては変更申請など）が必要です。
県南広域 振興局 土木部	道路法 河川法 砂防法 急傾斜地法 建築基準法	<p>1 資材等の運搬にあたり県管理道路を使用する場合は、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 過積載しないこと。</p> <p>(2) 荷台から積載物を道路上に落下させないこと。</p> <p>(3) 道路を汚損した場合は、速やかに清掃を行うとともに原形復旧すること（厳守のこと）。</p> <p>(4) 他の通行者、通行車両に危険を及ぼさないこと。</p> <p>2 開発区域からの排水放流に際し、県管理河川へ土砂や濁水を流出させないこと。なお、土砂や濁水により第三者に対して損害を与えた場合は、申請者において解決すること。</p> <p>3 災害時にあっても外部から常に連絡がつくように、事前に連絡体制を報告すること。</p> <p>4 建築物に該当する施設がある場合は、建築基準法第6条（建築確認）に基づく手続きを行うこと。</p>
県南広域 振興局 保健福祉 環境部	採石法等	<p>【参考事項】</p> <p>現行計画では対象事業実施区域内にて残土を使用する計画であるため、採石法（第33条）又は砂利採取法（第18条）に基づく採取計画認可申請対象には該当しないが、発生土砂等を場外に持ち出す場合、採取土質や搬出時の取扱等によっては、許可対象となる場合があること。</p>
県南広域 振興局 保健福祉 環境部 花巻保健 福祉環境 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・県立自然公園条例 ・自然環境保全法 ・岩手県自然環境保全条例 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 	<p>当該対象地は、国立公園、県立自然公園、環境緑地保全地域、自然環境保全地域及び鳥獣保護区特別保護地区に該当していません。</p> <p>なお、当該事業地域には、希少野生動植物生息の情報がありませんので、開発行為にあたっては、事前に十分な調査を行ってください。</p>
	参考事項	<p>土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、盛土及び掘削工事の面積の合計が3000㎡以上となる工事は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要です。</p> <p>（届出窓口：花巻保健福祉環境センター（遠野市分）及び大船渡保健福祉環境センター（住田町分））</p>

衛星画像



【 審 議 事 項 】

九戸郡洋野町種市第4地割字続石地内の
工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 11 月 8 日

1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号リニューアブル・ジャパン株式会社内 合同会社洋野種市
申請場所	九戸郡洋野町種市第4地割字続石99番1 ほか3筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	令和2年1月1日から令和3年6月30日	
申請面積	31.8673ヘクタール（事業区域面積 41.1781ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	洋野町役場より南西約6.4kmに位置
標高、傾斜	標高 103～172m、傾斜 3～34度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の西側で町道宿戸明戸線と接し、北側に町道大浜線が存在する。 ・事業区域の北側に宿戸地区の集落がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域南側に普通河川大浜川が、事業区域東側には普通河川吹切川が流れている。 ・事業区域西側の隣接地に浄水場施設がある。 ・事業区域周辺は農地と森林に囲まれている。
林況	申請地の88%は開発前に、林業経営上伐採されている。残置されている林況の内訳はスギ11%（37～58年生）、ヒノキ2%（41年生）、アカマツ13%（44、55年生）、広葉樹74%（6～58年生）である。

位置図



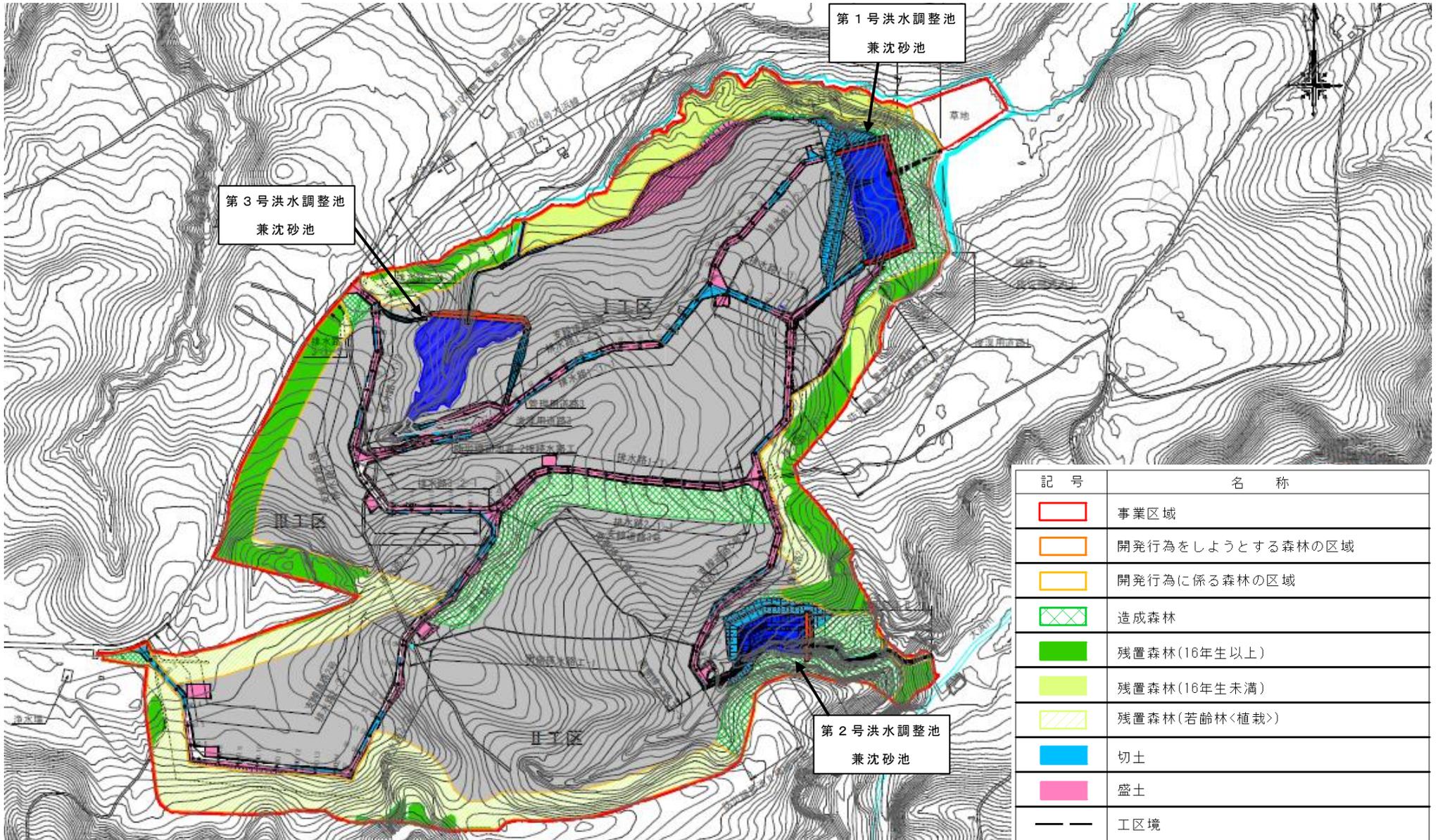
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
41.1781	31.8673	8.9157	40.7830	0.3951	
主な工種	土工	切土 79 千m ³ 、盛土 42 千m ³ 、残土 36 千m ³			
	排水施設工	ベンチフリューム 6,101m、ヒューム管 80m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 3 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	10MW (1 MW = 1000 KW)
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 KWh 当たり税抜 36 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 4 年 2 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 26 年 3 月 24 日 東北電力株の接続同意日及び接続契約日 平成 31 年 4 月 4 日</p> </div>

利用計画図



記号	名称
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	造成森林
	残置森林(16年生以上)
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(若齢林<植栽>)
	切土
	盛土
	工区境

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ5m以下 1：0.8～1.0 高さ5～10m 1：1.0～1.2 (砂質土及び粘性土) (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：1.5 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：1.8 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	種子吹付工による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池3基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池3基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池3基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 29.2% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者と地上権設定契約の締結または同意書を取得済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は5,620百万円を見込んでおり、資本出資会社の関心表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発(土地造成)費用は、1,267百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	洋野町と残置森林等の維持管理に関する協定書及び公害防止協定書を締結済。	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	<p>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意</p>	<p>河川管理者、水利権者、漁業権者、用排水施設管理者、隣接地所有者、周辺自治会、接続する道路管理者、隣接する浄水場の水道事業管理者より同意書を取得済。</p>	<p>○</p>
--	--	--	----------

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

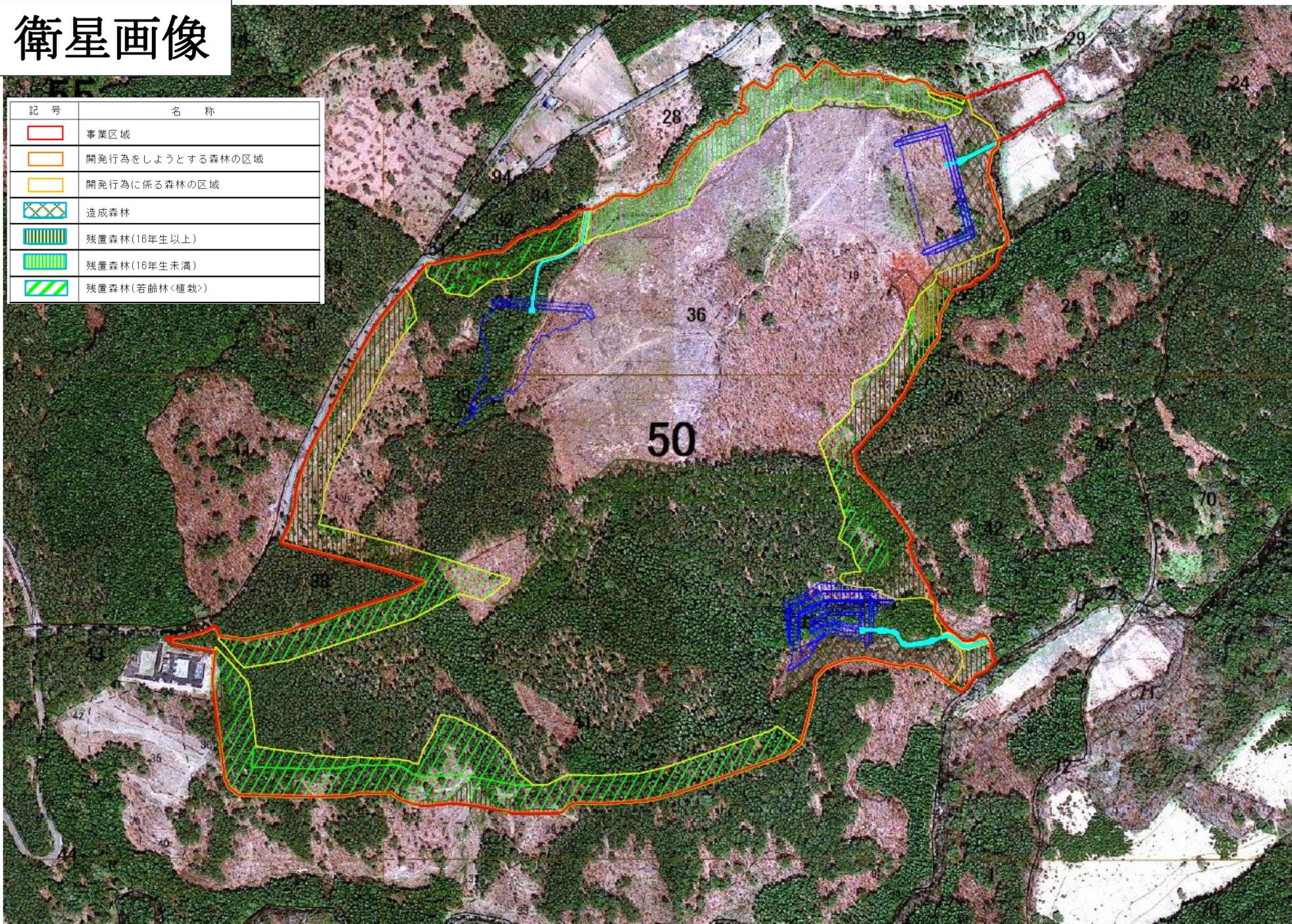
意見照会先	開発規制法等	意見
洋野町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特に意見無し
	開発協定等との関連	R 1. 7. 26 付 公害防止協定締結 R 1. 7. 29 付 残置森林等の管理に関する協定締結 R 1. 7. 8 付 排水計画同意
	市町村における地域開発構想等との関連	特に意見無し
	地域住民の意向との関連	特に意見無し
	その他	特に意見無し
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。また、地上権の移転又は設定に係る契約に際して、権利金その他一時金の授受がある場合も同様に届出が必要となります。（届出窓口は、洋野町企画課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000 m ² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m ² 以上 ・その他の区域：10,000 m ² 以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	○岩手県自然環境保全条例 特別地域、普通地域には該当しないが、開発面積により大規模開発行為に該当する可能性があることから、事前に相談及び必要な手続きを実施すること。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該地区には「岩手県遺跡台帳」に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地「続石遺跡」が所在します。ただし、洋野町教育委員会が当該地の埋蔵文化財調査の発掘調査を実施し、遺跡の内容の記録保存をしています。工事に着手できます。

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意見
県北広域 振興局 農政部	農地法	意見なし。
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	意見なし。
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法に基づく届出を適切に行うこと。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる木くずは、産業廃棄物に該当することから、適切に処理すること。
	土壌汚染対策法	工場・事業場の設置に伴い施行する盛土及び掘削工事の合計の面積が 3,000 m ² 以上となる場合には、工事着手の 30 日前までに土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質変更届出が必要であること。
	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	事業区域付近で希少な動植物が確認されているので留意すること。

衛星画像

記号	名称
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	造成森林
	残置森林(16年生以上)
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(若齢林<植栽>)



林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

- ① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）
- ② 鉱物の採掘
- ③ 宅地の造成
- ④ 土砂捨てその他物件の堆積
- ⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- ⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

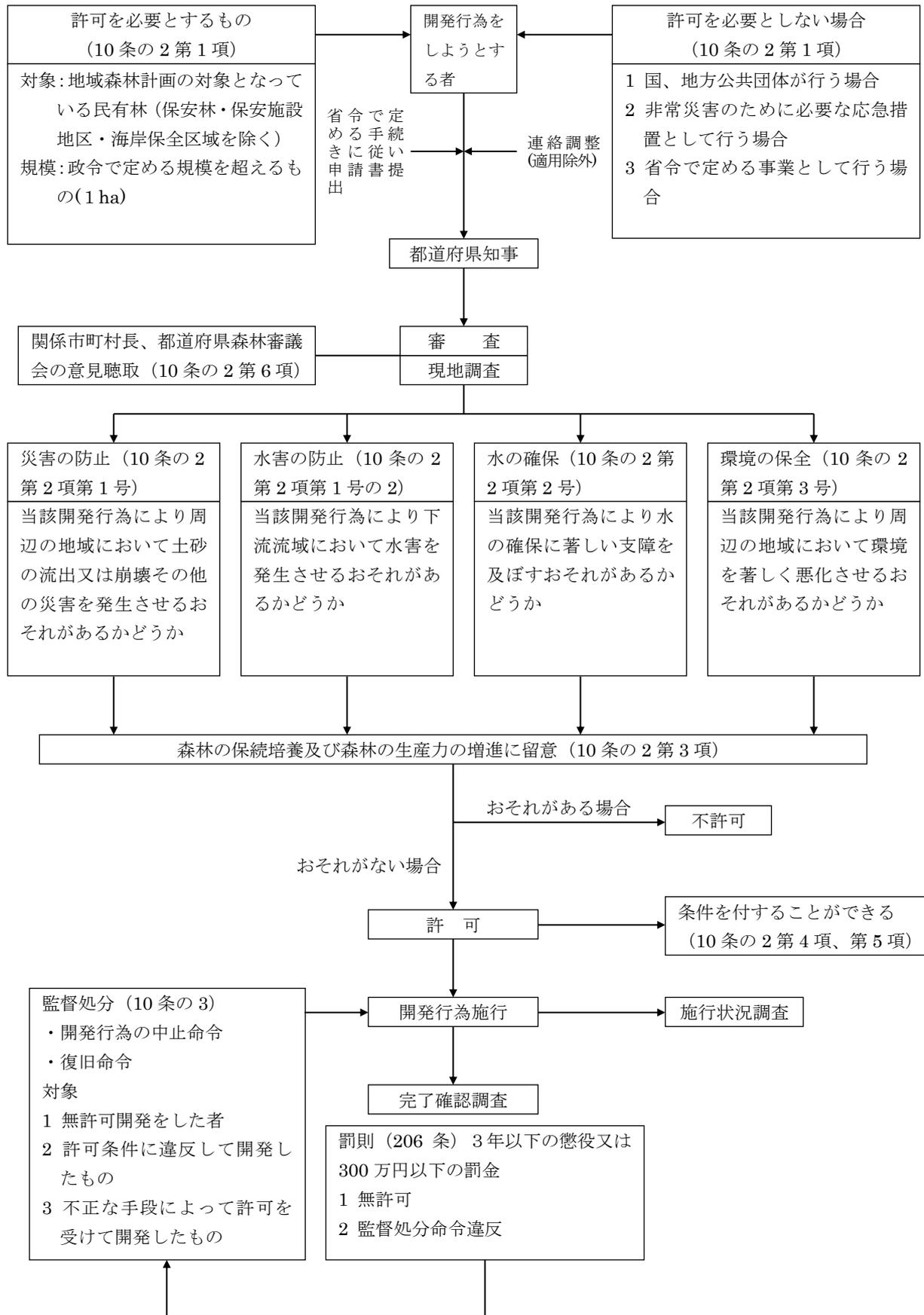
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

【参考】林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)
(平成14年6月12日森第290号)
(平成15年2月24日森第1270号)
(平成16年3月30日森第1618号)
(平成27年2月17日森保第1416号)
(平成30年8月2日森保第559号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第3号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長に事故があるときは、部会委員が互選した者が、その職務を代行する。
- 4 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

- この規程は、平成4年8月24日から施行する。
この規程は、平成14年6月12日から施行する。
この規定は、平成15年2月24日から施行する。
この規定は、平成16年3月30日から施行する。
この規定は、平成27年2月17日から施行する。
この規定は、平成30年8月2日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの